

自主的避難等対象区域（いわき市）で相双地域の学校等を顧客として教材・文具等の卸販売業等を営んでいた申立会社の営業損害（逸失利益）について、原発事故による閉校や生徒の避難があったことなどを考慮し、平成26年8月分から平成27年5月分までは原発事故の影響割合を5割、同年6月分から平成28年5月分までは同割合を4割、同年6月分から平成29年5月分までは同割合を2割として賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 損害項目 営業損害（逸失利益）
期 間 自 平成26年8月1日 至 平成29年5月31日
(2) 損害項目 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金13,647,500円の支払義務があることを認める。

- (1) 営業損害（逸失利益） 13,250,000円
(2) 本件和解仲介に関する弁護士費用 397,500円

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額をこえる部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年5月21日